

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第344号）

〔 特定職員の事務処理件数に係る資料公開請求拒否決定審査請求事案 〕

（答申日：令和3年10月27日）

第一 審査会の結論

実施機関（大阪府知事）の判断は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和元年12月25日付けで、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容で行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（本件請求内容）

（1）略

（2）担当課は、別件手続において「審査請求人（※）の処理件数は〇〇であり、」と述べており、そのことを裏付ける資料等のすべて

（※）審査請求書では、ここに審査請求人の姓及び職名が記載されている。

- 2 令和2年1月6日付けで、実施機関は、条例第13条第2項の規定により、本件請求について、公開請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、次のとおり行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否する理由を付して、審査請求人に通知した。

（行政文書の存否を明らかにしない理由）

本件決定は、行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等のうち、（2）に係るものであり、当該行政文書の存否を明らかにすることにより、同条例第9条第1号に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されることとなるため。

- 3 令和2年3月22日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消す、との決定を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 令和2年3月22日付け審査請求書（以下「本件審査請求書」という。）における主張

本請求（以下「本件」とする。）は、審査請求人に係る「審査請求人の処理件数は〇〇であり」という処分庁（福祉部〇〇）の主張の具体的な根拠（資料）等を求める公開請求に対して、処分庁が拒否決定をしたことに対するものである。

審査請求人はこれによって、低評価及び給料等の減額という不利益を被っているわけであ

るが、処分庁（評価者）はこれに対して当然のごとく説明の義務を負っており、「理由（根拠）は示せないが、適正である。」旨の不合理的で理不尽な処分は認められない。

評価は庁内外の誰から見ても常に適正なものでなくてはならない。

よって「人事評価」の関係資料であることですべて非公開とすることは、同制度の公正な実施に対する検証を不可能にすることにおいて不適切である。

もし当該情報に公開に適さない個人情報等が含まれているなら、その部分のみ非公開とすれば事足りるはずである。

府の保有する情報は一部の者のみのものではなく、職員を含む府民の生活と人権を守るため、府はその諸活動を説明する責務を負っている。

本件においては、事実関係や経緯等が明らかになることにより、公正かつ適正な行政（組織運営や人事管理等）に資することとなるため、関係文書等の公開が必要である。

2 令和2年5月1日付け反論書（以下「本件反論書」という。）における主張

(1) 実施機関（担当課）は、本件において「人事」に関する情報であるからという理由で公開請求を拒否しているが、公開請求対象文書に類似する文書（処理件数〇〇資料）は同公開請求時において公開しており、対応に著しい矛盾がある。

(2) また、公開対象文書は関係各職員の業務上の単に処理件数を示すものであり、個人情報でもなく、ましてや「人事」に関する文書には当たらない。

さらに、もしこのような理由で非公開とされることが認められれば、実施機関（担当課）に不都合で公開したくない文書や、そもそも存在しない文書を不当に根拠として用いた事実を秘匿できることに道を開くこととなる。

(3) 処分庁の弁明は、単に外形的な一般論を述べているだけで具体性に乏しい。

(4) 行政が作成した文書は、原則公開されなくてはならない。

(5) よって本件においては、情報公開により条例の趣旨である「公正かつ適切な業務の執行のため」に資することとなるのである。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

1 令和2年4月13日付け弁明書における主張

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 弁明の理由

条例第9条は、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開してはならないと規定しており、同条第1号では、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもの（以下「個人識別情報」という。）のうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと定めている。

本件行政文書は個人の人事に関する情報であることから、当該行政文書の存否を明らかに

することにより、同条例第9条第1号に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されることとなるため、条例第10条第1項第2号の公開から除く文書に該当する。

(3) 結論

以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

本件決定について、審査請求人は本件請求の対象行政文書は非公開の人事に関する記録ではなく、職員の事務処理件数を表したものにすぎないので、公開されるべきであると主張するので、以下検討する。

(1) 条例第9条第1号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則とし、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない旨定めている。

本号は、このような規定を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めている。

同号は、

ア 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、

イ 特定の個人が識別され得るもののうち、

ウ 一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報が記録された行政文書については公開してはならないと定めている。

この「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」とは、個人のプライバシーに関する情報を例示したものであり、「特定の個人が識別され得る」情報とは、当該情報のみによって直接特定の個人が識別される場合に加えて、容易に入手し得る他の情報と結びつけることによって特定の個人が識別され得る場合を含むものである。

また、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報」とは、社会通念上、他人に知られることを望まないものをいう。

(2) 条例第12条について

本条は、公開請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで条例第8条及び第9条に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されることとなる場合には、例外的に公開請求に係る行政文書の存否自体を明らかにしないで公開請求を拒否することができる旨を定めたものである。

本条は、公開請求に係る行政文書が存在するか否かを答えるだけで適用除外事項に該当する情報を公開することとなる場合にのみ例外的に適用できるのであって、安易な運用は行政文書公開制度の趣旨を損なうことになりかねないため、公開請求に係る行政文書の存否が明らかになることによる権利利益の侵害や事務執行の支障等を各適用除外事項に照らして具体的かつ客観的に判断しなければならず、通常の適用除外事項を適用すれば足りる事例にまで拡大して適用されることのないよう、特に慎重な適用に努める必要がある。

(3) 本件決定の妥当性について

ア 条例第12条の該当性について検討する。

本件請求内容は、実施機関の特定の所属職員（本件審査請求書では、審査請求人自身のことを指している。）の事務処理件数が、〇〇であるという内容を裏付ける文書の公開を求めるものである。

これは、審査請求人に係る人事評価結果に関し審査請求人が行った人事当局への苦情申立において、人事当局による評価者へのヒアリングの中で、当該評価者がこのことを述べたとする事実があったという前提で主張されているものであり、行政文書公開請求書には当該所属職員の姓及び職名も明記されている。

しかし、このような本件請求並びに第三者による同内容の請求に対して、公開若しくは非公開又は不存在決定を行うとなると、当該所属職員が人事評価に関する苦情申立を行っていたという事実や、評価者が〇〇と述べたという事実について、実際にあったか否かが明らかとなってしまう。

また、一般的にみて、特定職員が人事評価に関して苦情申立を行ったという事実や、評価者が〇〇であると述べたという事実は、（1）ア、イ及びウに当たると認められるから、条例第9条第1号に該当する。

したがって、本件請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第9条第1号に該当する情報を公開することとなるから、条例第12条に該当する。なお、同条該当性の判断においては、情報公開請求の内容が自身に関するものであるかどうかは関係なく、一般的な第三者から同じ請求があった場合に個人情報等の非公開とすべき情報を公開してしまうことになるかどうかで判断するものである。

イ よって、本件決定は妥当である。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

4 付言

本件請求の内容は、実施機関の特定の所属職員が自身の情報を求めるものである。条例に基づく情報公開制度においては、仮に、本件請求の対象文書を公開することができるのであれば、第三者からの同様の請求に対してもこれを公開しなければならない。また反対に、対象文書を第三者に公開することにより「個人のプライバシー情報の最大限の保護」という条例における制度運営の基本的姿勢に反する場合には、本人に対してであってもこれを公開することは許されない。

実施機関の説明によると、本件請求の受付の際、本件請求の記載内容であれば、大阪府個人情報保護条例による開示請求を行う方法がある旨を審査請求人に説示したが、審査請求人はこれに応じなかったというものである。

本件請求は、実施機関が現に保有している自己に関する個人情報であって、検索し得るものの開示を請求することができるという大阪府個人情報保護条例第12条第1項の規定に則り、本来は個人情報開示請求をもって行われることが相当なものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

丸山 敦裕、島尾 恵理、荒木 修、小谷 真理